

弁護士報酬等基準表

区分	事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	
	法律相談	市民法律相談料	30分ごとに5,250円	
		法人または事業者法律相談料	30分ごとに10,500円	
区分	事件等	経済的利益の額	着手金	報酬金
1	民事訴訟事件 その他	～300万円	8.4%(最低10万5000円)	16.8%
		300万円～3000万円	(5%+9万円)×1.05	(10%+18万円)×1.05
		3000万円～3億円	(3%+69万円)×1.05	(6%+138万円)×1.05
		3億円～	(2%+369万円)×1.05	(4%+738万円)×1.05
2	調停・示談交渉事件	※1の訴訟事件に準ずる		
3	支払督促手続	～300万円	2.1%(最低5万2500円)	1の訴訟事件における報酬金額の2分の1
		300万円～3000万円	(5%+9万円)×1.05	
		3000万円～3億円	(3%+69万円)×1.05	
		3億円～	(2%+369万円)×1.05	
区分	事件等	分類	着手金	報酬金
4	離婚事件	離婚調停事件	21万円～42万円	21万円～42万円
		離婚訴訟事件	31万5千円～52万5千円	31万5千円～52万5千円
		※財産分与・慰謝料等の請求は、別に1の基準による		
5	境界に関する事件	境界確定、境界に関する所有権の紛争、通行権の紛争を含む	31万5千円～63万円 1の基準による額が多い場合はそれによる	31万5千円～63万円
6	保全命令申立事件		1の着手金額の2分の1(最低10万5000円)	事件が重大なとき、1の報酬額の4分の1
7	民事執行事件	執行停止も含む	1の着手金額の2分の1(最低5万2500円)	1の着手金額の4分の1
8	自己破産申立事件	事業者破産	52万5000円～(資産、負債額、関係者数により増加する)	
		消費者破産(管財事案)	52万5000円	免責手続において異議申立を受けた場合に限り、報酬金を受領することができる。
		消費者破産(同時廃止事案)	30万円	
9	民事再生申立事件	事業者再生	210万円～(資産、負債額、関係者数により増加する)	
		小規模個人・給与所得者再生	52万5000円	
10	任意整理事件	事業者の場合	52万5000円～(資産、負債額、関係者数により増加する)	債権減縮額を基礎として1の基準による
		個人の場合	1の基準による(債権者1名につき最低5万2500円)	債権減縮額を基礎として1の基準による
11	事案簡明な刑事事件	起訴前弁護	21万円～31万5000円	不起訴 21万円～31万5000円 求略式命令 21万円～31万5000円
		起訴後弁護	21万円～31万5000円	執行猶予判決 21万円～31万5000円 軽減した判決 21万円～31万5000円
12	事案簡明でない刑事事件	起訴前弁護	31万5000円～	不起訴 31万5000円～
				求略式命令 31万5000円～
		起訴後弁護	31万5000円～	無罪判決 52万5000円～
				執行猶予判決 31万5000円～ 求刑を軽減した判決 31万5000円～ 検察官の上訴棄却 31万5000円～
13	保釈、勾留執行停止、抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示		21万円～	
14	告訴、告発、検察審査の申立		10万5000円～	
区分	事件等	着手金	分類	報酬金
15	少年事件	21万円～42万円	非行事実なしに基づく審判不開始、不処分	21万円～
			その他の決定	21万円～42万円
※逆送事件は、11または12の基準による。				